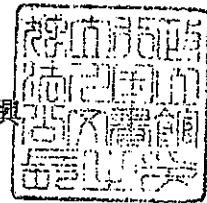


国公文第130号  
平成21年3月19日

内閣総理大臣  
麻生太郎 殿

独立行政法人 国立公文書館長  
菊池光興



歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管について（意見）

国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第3項に基づき、平成21年1月13日付け府管第1号をもって意見照会があった標記のうち、平成21年1月16日付け国公文第13号をもって別途意見を申し述べることにした件について、下記のとおり当館の意見を申し述べますので、よろしくお取り計らい願います。

記

○ 当初申出のなかった行政文書について

次の府省庁等が保有する別添の行政文書については、当館に移管を受けることが適当であると考えます。

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、公正取引委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院

当館に移管を受けることが適当であると認められる行政文書  
H. 21. 3. 17 現在

各府省庁名	行政文書ファイル数	
	当初の申出(*)	協議に係る文書
内閣官房	20 (7)	1
内閣法制局	1,197 (0)	7
人事院	35 (9)	2
内閣府	213 (5)	99
公正取引委員会	29 (0)	2
警察庁	137 (4)	0
金融庁	158 (4)	222 (1)
総務省	173 (15)	12
法務省	226 (44)	195
財務省	1,542 (53)	131
文部科学省	496 (5)	0
厚生労働省	1,118 (118)	96
農林水産省	1,944 (19)	47
経済産業省	800 (19)	1,402
国土交通省	297 (16)	87
環境省	580 (2)	95
防衛省	902 (68)	75
会計検査院	13 (3)	20
小計	9,880 (391)	2,493 (1)
合計		12,373 (392)

括弧内の数値は広報資料の件数で外数

(\*当初の申出については、平成21年1月16日付国公文第13号により回答済み)